

田辺周辺広域市町村圏組合一般職の職員の給与等に関する条例

制定 昭和46年6月25日 条例第7号

改正 昭和48年6月4日 条例第1号

改正 平成9年3月28日 条例第1号

改正 平成17年5月1日 条例第3号

第1条 この条例は、田辺周辺広域市町村圏組合の一般職に属する職員（以下「職員」という。）の給与等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 職員の給与及び手当については、田辺市職員の給与に関する条例（平成17年田辺市条例第45号）を準用する。

2 職員の退職手当については、和歌山県市町村職員退職手当事務組合同規約（昭和34年4月1日和歌山県指令地第384号）の定めるところによる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和48年6月4日条例第1号）

この条例は、平成17年5月1日から施行する。

附 則（平成9年3月28日条例第1号）

この条例は、平成17年5月1日から施行する。

附 則（平成17年5月1日条例第3号）

この条例は、平成17年5月1日から施行する。